

災害時における相互援助協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急対策の万全を期し、大阪府摂津市と京都府向日市が物資等の相互援助を行うことについて定めるものとする。

(要請)

第2条 災害の発生により援助の要請をすることが必要であると認めるときは、文書をもって次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し事後文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びに必要とする資器材等の種類、数量
- (3) 必要とする時間
- (4) 希望する場所
- (5) その他必要事項

(業務の実施)

第3条 援助の要請を受けた市は、これを実施するものとする。

(維持管理)

第4条 援助のために要請した資器材等の維持管理については、援助を要請した市が行うものとする。

(経費)

第5条 第3条の業務実施及び前条の維持管理に要した費用は、援助を要請した市が負担するものとする。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡の確実及び円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 摂津市総務部総務課長
- (2) 向日市市民生活部環境政策課長

(その他)

第7条 この協定の実施に関して必要な事項、及びこの協定に定めのない事項は双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成7年8月1日から平成10年7月31日までとする。

- 2 前項の期間満了の1か月前までに、双方からこの協定改正の意思表示がないときはさらに1年間延長するものとし、以後同様とする。

平成7年 8月 1日

摂津市長 ㊟

向日市長 ㊟

他都市との協定締結状況

締 結 市	締 結 日	連 絡 責 任 者
兵庫県豊岡市	平成7年 8月1日	豊岡市企画総務部総務課長
滋賀県近江八幡市	平成7年 9月18日	近江八幡市総務部総務課長
奈良県桜井市	平成7年 9月13日	桜井市市長公室企画課長
和歌山県有田市	平成7年 9月20日	有田市民生部福祉事務所長
福井県敦賀市	平成7年 10月23日	敦賀市総務部総務課長
岐阜県羽島市	平成8年 1月10日	羽島市総務部総務課長